

令和5年

上尾市教育委員会12月定例会
議案資料

目 次

議案第 4 6 号 資料	1
議案第 4 7 号 資料	1 0

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市立小・中学校職員服務規程

(昭和32年10月8日教育委員会規則第4号)

【改正要旨】

- 1、県費負担教職員に係る高齢者部分休業の承認等に関する規定を整備し、及び様式等を追加するもの。(第17条の10、第17条の11、第7号様式の13、第7号様式の14関連)
- 2、その他規定の整理をするもの。

(高齢者部分休業の承認申請)

第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(第7号様式の13)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の変更承認等申請)

第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(第7号様式の14)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(自己啓発等休業の承認申請)

~~第17条の10~~**第17条の12** 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書(~~第7号様式の13~~**第7号様式の15**)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容

を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業状況報告書)

第17条の11第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書(第7号様式の14第7号様式の16)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(配偶者同行休業の承認申請)

第17条の12第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書(第7号様式の15第7号様式の17)を教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

第17条の13第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書(第7号様式の16第7号様式の18)を教育委員会に提出しなければならない。

高齢者部分休業承認請求書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名.....
 職 名.....
 氏 名.....

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

- (注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。
 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。

(裏)

受 理				高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	備考
				月 日	午 前	午 後		
決 裁 権 者				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

高齢者部分休業変更承認等申請書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 変更・取消し の理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)

(注)「3 変更後の休業時間（1週間当たり）」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

自己啓発等休業承認申請書					
埼玉県教育委員会 様		年 月 日			
		学校名	職名		
		氏	名		
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。					
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業(2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2及び4に記入)				
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称			
		大学等の所在地			
		課程(修業年限)	(年)		
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	国際貢献活動	活動組織			
			活動国・地域		
		活動期間	活動内容		
			国内訓練		年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在				年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間			年 月 日から 年 月 日まで		
4 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備考					

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名
氏 名

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 理由

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		学校名 職 名 氏 名
次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する□にはレ印を記入すること。

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。

(変更後の氏名：)

(変更後の職業：)

- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。

変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学

変更後の所属先名称：

変更後の所属先所在地：

- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。

(変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)

- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。

(変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

県費負担教職員に係る高齢者部分休業の承認等について、学校教育部長の専決事項として定めるもの。

別表第2 (第10条—第12条関係)

個別決裁事項・専決事項

学校教育部学務課

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1)～(3)の3 略				
	(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律により県費負担教職員の部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。			○	
	(4)の2 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年埼玉県条例第30号)により県費負担教職員の高齢者部分休業を承認し、又は当該承認を変更し、若しくは取り消すこと。			○	
	(5)、(6) 略				